

平成31年度 舞鶴市育英資金について

舞鶴市では、学校等に在学し、かつ、経済的理由により修学困難な人に対して修学に必要な学資金（以下「育英資金」という。）を支給し、もって有用な人材を育成していきます。

【学校等の種類】

- ◆学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校・大学・専門職大学・短期大学・専門職短期大学・専修学校
- ◆職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校

【申込みの条件】

上記の学校に進学し、人物に優れ、向学心にあふれ、経済的理由により修学が困難な人。（ただし、支給の対象となる生徒または学生の保護者が、申請書類を提出する日の六箇月前から引き続き舞鶴市に住所を有すること。）

【経済的要件】

・修学支援金 ・奨学金	市町村民税非課税世帯（京都府高校生給付型奨学金の受給世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯で母子・父子・児童・身体障害者・長期療養者世帯）を除く。）	
通学費補助金	・市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く。） ・低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）	
入学支度金 （新一年生のみ）	高等学校等	市町村民税非課税世帯（京都府高校生給付型奨学金の受給世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯で母子・父子・児童・身体障害者・長期療養者世帯）を除く。）
	大学・専修学校等	・市町村民税非課税世帯 ・低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）

※ 低所得世帯の所得基準

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
2,564	3,129	3,610	3,917	4,296	4,734	5,141

世帯の所得＝父＋母＋家計の主宰者

（単位：千円）

【育英資金の種類と支給額】

- 修学支援金（国の高等学校等就学支援金（授業料）支給対象となる高等学校等）
[高等学校等での修学に必要な学用品等]

国公立	高等学校・中等教育学校後期課程（通信制を除く。）・特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）及び高等専門学校（1年～3年）	年額60,000円から、京都府の「奨学のための給付金」を差し引いた額を支給します。 ※京都府の給付金が60,000円を超える年度については、修学支援金は支給されません。	※差額が生じた場合の支給は、12月下旬の予定です。
	通信制		
私立	全日制・定時制		
	通信制		

（注）「修学支援金」のみを申請される場合、京都府の「奨学のための給付金」の支給額が本市の支給額を上回ることにより、申請いただいても本市からの支給が発生しない場合がありますので、申請の前に、先ず本市までご相談ください。

- 奨学金（京都府内の高等専門学校及び私立高等学校の5年課程のうち4・5年）
[高等学校等での修学に必要な経費]

高等専門学校	4・5年	月額	16,000円	※国の支援金の対象外の学年
私立	4・5年	月額	33,000円	

- 奨学金（京都府外の私立高等学校）
 [高等学校等での修学に必要な経費]

私立	全日制	月額 23,100円以内	※国の支援金等との併給調整を行います。
	定時制	月額 14,100円以内	

- 通学費補助金（高等学校等）
 [通学に必要な経費]

対象区分	支給額
高等学校・高等専門学校（専攻科を除く。）・中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部 <small>低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）</small>	通学定期運賃（通信制の場合は所要額）、スクールバス経費の1/2以内

- 入学支度金（高等学校等・大学・専修学校等）
 [入学に必要な経費]

対象区分		支給額	
・高等学校等 <small>京都府高校生給付型奨学金の受給世帯を除く。</small>	国公立（通信制、特別支援学校の高等部専攻科及び高等専門学校専攻科を除く。）	63,000円	
	私立	全日制	178,000円
		定時制	137,000円
	通信制	45,000円	
・大学 ・専門職大学 ・短期大学 ・専門職短期大学 ・高等専門学校専攻科 ・職業能力開発大学校 ・職業能力開発短期大学	国公立	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける被保護世帯、市町村民税非課税世帯	100,000円
		低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）	50,000円
	私立	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける被保護世帯、市町村民税非課税世帯	200,000円
		低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）	100,000円
・専修学校		生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける被保護世帯、市町村民税非課税世帯	100,000円
		低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の100分の130以下の世帯）	50,000円

【育英資金の申請手続き】

支給を受けようとする方は、市役所（西支所総務係、加佐分室）、各学校に備え付けてある申請用紙を受け取り、必要事項を記入・押印の上、4月以降に次の書類を添付して舞鶴市教育委員会学校教育課へ提出して下さい。

＜添付書類＞①在学証明書 ②市町村民税非課税証明書・課税証明書または生活保護受給証明書等

【申請書類の提出期限】

第1次 4月22日、 第2次 5月20日、 第3次 6月28日

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市教育委員会学校教育課（☎66-1072）